

技術の進展に伴う危険なドローン 飛行への対策に関する報告書(案)

令和 7 年 12 月

違法なドローン飛行対策に関する検討会

目 次

はじめに	1
第1 近年のドローンをめぐる状況	2
1 小型無人機等飛行禁止法の制定経緯等	2
2 ドローンの性能の飛躍的な向上	8
3 ドローンの利活用の状況	9
4 ドローンを用いたテロ事案等の発生状況	10
第2 検討の基本的な方向性	10
第3 技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策の方向性	11
1 対象施設周辺地域の範囲	11
2 イエローゾーンの上空における飛行に対する罰則	14
3 ドローン飛行による危害を防止すべき対象施設の追加	15
4 警察と対象施設管理者等との連携の在り方	17
5 ドローンの新たな技術動向を踏まえた対処方策	19
おわりに	21

参考資料1	違法なドローン飛行対策に関する検討会 構成員一覧
参考資料2	違法なドローン飛行対策に関する検討会 開催状況
参考資料3	現行の小型無人機等飛行禁止法の概要
参考資料4	小型無人機等飛行禁止法の対象と航空法における航空機の分類
参考資料5	ドローンに対する飛行規制に係る小型無人機等飛行禁止法と航空法の比較
参考資料6	サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例
参考資料7	諸外国におけるドローンに対する飛行規制の概要
参考資料8	対象原子力事業所におけるドローン飛行への対策

はじめに

近年、技術の進展に伴い、ドローンは、映像伝送距離、飛行速度、最大積載重量等の性能が飛躍的に向上するとともに、社会的に広く普及しており、災害対応や行方不明者の捜索をはじめ、各種警察活動においても、その利活用が図られているところである。

その一方で、こうした有用なドローンを用いたテロ事案等が諸外国で現に発生しており、我が国においても、テロリストやローン・オフエンダー等によるドローンを悪用した重大事案の発生が懸念される。

このような状況を踏まえ、ドローンによる重要施設等に対する危険の未然防止に万全を期するため、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号。以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の見直しも含めた、技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策について、各方面の専門家による検討を行うため、本検討会が開催されることとなった。本検討会は、令和 7 年 10 月から同年 12 月までの間に計 3 回にわたり開催され、関係団体からのヒアリングが行われるなどして、幅広い議論が展開された。

本報告書は、本検討会における議論の結果を取りまとめたものである。

第1 近年のドローンをめぐる状況

1 小型無人機等飛行禁止法の制定経緯等

(1) 小型無人機等飛行禁止法の制定

小型無人機等飛行禁止法は、平成 27 年 4 月に内閣総理大臣官邸の屋上でドローンが発見された事案¹を契機に、議員立法により緊急的対策として制定されたものであり、小型無人機及び特定航空用機器（以下「小型無人機等」という。）の悪用による、

- ・ 重要施設に対する爆発物等の投下
- ・ 重要施設に対する直接の衝突
- ・ 重要施設の内部脅威者に対する銃器、爆発物等の空輸

等の、当時想定されていた危険を未然に防止するため、小型無人機等飛行禁止法では、その規制が及ぶ重要施設を対象施設として定め、その周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止するとともに、警察官等による対象施設の安全の確保のための措置等について規定している。

(2) 小型無人機等飛行禁止法の改正

議員立法により緊急的対策として制定された小型無人機等飛行禁止法は、数ある重要施設のうち必要性が特に高いと早期に整理されたもののみが、対象施設として規定された経緯があり、制定後は、小型無人機等飛行禁止法附則第 2 条の検討条項²を踏まえ、海外におけるテロ情勢やドローンを用いたテロ事案等の発生状況に照らし、我が国においてもドローンを用いた防衛関係施設へのテロ攻撃が発生する可能性があることに鑑みて、令和元年改正法³により、対象防衛関係施設として防衛大臣が指定する施設が対象施設に追加された。

その後、ドローンと思われる飛行物体が空港の周辺において目撃されたことによる滑走路の閉鎖により空港機能が阻害される事案が相次いで発生し、小型無人機等による悪質な行為が我が国の国民生活及び経済活動に甚大な被害を及ぼす可能性が高まったことを踏まえ、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）と併せて小型無人機等飛行禁止法の見直しが行われ、令和 2 年改正法⁴により、対象空港として国土交通大臣が指定する施設が対象施設に追加された。

¹ 平成 27 年 4 月 9 日、男（当時 40 歳）が、東京都港区赤坂所在の駐車場において、放射性物質の存在を示す標識を貼付した容器等を搭載したドローン 1 台を遠隔操作し、これを内閣総理大臣官邸の屋上に落下させ、同月 22 日に至り、これが発見した内閣官房職員に、発見時の状況説明等の対応を余儀なくさせて、正常な庁舎維持管理業務等の遂行を困難にし、もって威力を用いて人の業務を妨害した事案（同月 25 日に同男を威力業務妨害罪で逮捕）

² 国は、速やかに、重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方、小型無人機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

³ 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 10 号）

⁴ 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 61 号）

(3) 小型無人機等飛行禁止法における規制の概要

ア 対象施設の敷地等の指定及びその周知（第3条から第9条まで）

小型無人機等飛行禁止法で定める者は、各対象施設の敷地又は区域を指定するとともに、当該敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域を、当該対象施設に係る「対象施設周辺地域」として指定するものとされている。

対象施設の敷地等の指定に当たっては、あらかじめ、警察庁長官（当該対象施設周辺地域が海域を含む場合は、併せて海上保安庁長官）に協議するほか、指定の内容を官報で告示するとともに、対象施設、対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとされている。

イ 対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止（第10条）

対象施設周辺地域の上空においては、原則として、飛行の目的等にかかわらず、一律に小型無人機等の飛行が禁止されている。ただし、小型無人機等の利活用との均衡等の観点等から、

- ・ 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行うもの
- ・ 土地の所有者等又はその同意を得た者が当該土地の上空において行うもの
- ・ 国又は地方公共団体の業務を実施するために行うもの

については、飛行禁止の規制を適用しないこととされており、これらの小型無人機等の飛行を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会等に通報することが義務付けられている。

ウ 対象施設の安全の確保のための措置（第11条）

前記イの飛行禁止又は通報義務に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、警察官等は、当該小型無人機等の飛行を行っている者（以下「操縦者」という。）に対し、対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずること（以下「措置命令」という。）ができることとされている。

また、警察官等は、

- ・ 措置命令を受けた操縦者が当該措置をとらないとき
- ・ 操縦者が現場にいないために措置命令ができないとき
- ・ 操縦者に対し措置命令を行ういとまがないとき

は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、即時強制として、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置（以下「危害排除措置」という。）をとることができることとされている。

エ 罰則（第13条）

前記イの飛行禁止に違反して対象施設及びその指定敷地等（以下「レッドゾーン」という。）の上空で小型無人機等の飛行を行った者又は前記ウの警察官等による措置命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処することとされている。

すなわち、小型無人機等飛行禁止法第10条第1項の規定に違反してレッドゾーンの上空で小型無人機等の飛行を行った者については、その事実のみをもって直ちに罰則が科される一方で、対象施設周辺地域のうちレッドゾーン以外の場所（以下「イエローゾーン」という。）の上空で小型無人機等の飛行を行った者については、警察官等による措置命令に違反した場合に初めて罰則が科されるという命令前置の、いわゆる間接罰が採用されている。

(4) 小型無人機等飛行禁止法の運用状況

ア 指定状況

令和7年12月8日現在の対象施設は、次のとおりである。

対象施設の種類	指定の方法	指定数（470）
国会議事堂、内閣総理大臣官邸、最高裁判所、皇居等	法律で規定（両院議長・内閣総理大臣・最高裁判所が敷地等を指定）	17
危機管理行政機関	政令で規定（各行政機関の長が敷地等を指定）	20 （重複を含む。）
政党事務所	総務大臣が政党からの要請で指定	3
外国公館等	外務大臣が指定	2
防衛関係施設	防衛大臣が指定	398 うち在日米軍施設：63
空港	国土交通大臣が指定	8
原子力事業所	国家公安委員会が指定	22

イ 通報状況

小型無人機等飛行禁止法第10条第2項の規定により、対象施設の管理者の同意を得た者等が、対象施設周辺地域の上空で小型無人機等を飛行させるには、同条第3項の規定により、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会に通報しなければならないこととされているところ、令和6年中の都道府県公安委員会への通報件数は、3,170件である（小型無人機等飛行禁止法が施行された平成28年4月7日から令和6年12月31日までの間における総数は、9,348件である。）。

ウ 検挙状況

令和6年中の小型無人機等飛行禁止法違反の検挙件数は4件である（小型無人機等飛行禁止法が施行された平成28年4月7日から令和6年12月31日までの間における総数は、21件である。）。

これらは、いずれも小型無人機等飛行禁止法第 13 条第 1 項（レッドゾーンの上空飛行）が適用された事件であり、同条第 2 項（措置命令違反）が適用された事件はない。

(5) 航空法におけるドローンに対する規制の概要と小型無人機等飛行禁止法との関係

ア 目的

航空法は、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るため、航空機の耐空証明制度、航空運送事業者等に対する規制等について定めるとともに、無人航空機の飛行における一般的な遵守事項等を定めてその飛行の安全の確保を図ることにより、航空の発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としている。特に無人航空機については、航空機の航行並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保する観点から、飛行の禁止空域や飛行の方法等の規制が定められている。

これに対し、小型無人機等飛行禁止法は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、重要施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等、良好な国際関係、我が国を防衛するための基盤並びに国民生活及び経済活動の基盤の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的としている。

いずれも、ドローンの飛行を禁止する空域を定めるという面では、共通性を有するものの、航空法が「航空に関し、もっとも広範な範囲をカバーする、一般的な法律」であるのに対し、議員立法により緊急的対策として制定された小型無人機等飛行禁止法は、重要施設に対する危険の未然防止のため、数ある重要施設のうち必要性が特に高いものに限って対象施設とした上で、特例的にその周辺地域の上空における飛行を禁止し、警察官等に対象施設の安全の確保のための措置に関する権限を付与している。

イ 規制の対象

航空法は、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令⁵で定める機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして、国土交通省令で定めるもの⁶を除く。）を「無人航空機」として、規制の対象としている（同法第 2 条第 22 項）。

これに対し、小型無人機等飛行禁止法は、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗

⁵ 現時点において定めはない。

⁶ 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 5 条の 2 の規定により、重量が 100 グラム未満の機器と定められている。

ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものを「小型無人機」として、航空法第2条第1項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるもの⁷に限る。）を「特定航空用機器」として、それぞれ規制の対象としている。

したがって、航空法上の「無人航空機」については、小型無人機等飛行禁止法上の「小型無人機」としても規制の対象となる一方、重量が100グラム未満の機器については、航空法上の「無人航空機」に該当せず、小型無人機等飛行禁止法の規制にのみ服することとなる。

ウ 飛行が禁止される空域、国土交通大臣の承認が必要な飛行の方法等

航空法は、次に掲げる空域においては、原則、国土交通大臣がその運航の管理が適切に行われるものと認めて許可した場合でなければ、無人航空機を飛行させてはならないこととされている（同法第132条の85第1項及び第2項）。

- 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
- 国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空（技能証明を受けた者が立入管理措置（無人航空機の飛行経路下において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置であって国土交通省令で定めるもの⁸をいう。以下同じ。）を講じた上で、機体認証を受けた国土交通省令で定める総重量⁹を超えない無人航空機を飛行させる場合を除く。）

また、これらの飛行が禁止される空域以外に、同法第132条の86第2項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行（①夜間での飛行、②目視外での飛行、③人又は物件との距離¹⁰を確保できない飛行、④催し場所上空での飛行、⑤危険物¹¹の輸送及び⑥物件の投下）については、原則、技能証明を受けた者が立入管理措置を講じた上で、機体認証を受けた国土交通省令で定める総重量¹²を超えない無人航空機を①から③までのいずれかの方法により飛行させる場合を除き、あらかじめ、その運航の管理が適切に行われることに

⁷ 具体的な機器としては、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第9号）第2条において、操縦装置を有する気球、ハンググライダー、パラグライダー等が定められている。

⁸ 航空法施行規則第236条の70の規定により、補助者の配置、立入りを制限する区画の設置その他の適切な措置と定められている。

⁹ 航空法施行規則第236条の73の規定により、25キログラムと定められている。

¹⁰ 航空法施行規則第236条の79の規定により、30メートルと定められている。

¹¹ 航空法施行規則第236条の80第1項の規定により準用される航空法施行規則第194条第1項各号に掲げる火薬類、放射性物質等、凶器等

¹² 航空法施行規則第236条の73の規定により、25キログラムと定められている。

ついて国土交通大臣の承認を受けなければならないこととされている（同法第 132 条の 86 第 2 項及び第 3 項）。

飛行が禁止される空域での飛行又は同法第 132 条の 86 第 2 項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行（以下「特定飛行」と総称する。）を行う場合には、あらかじめ、当該特定飛行の日時、経路等を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報しなければならないこととされている（同法第 132 条の 88 第 1 項）。また、国土交通大臣は、通報された飛行計画に従い無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがあると認める場合には、特定飛行の日時又は経路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示することができ（同条第 2 項）、無人航空機を飛行させる者は、当該指示及び飛行計画に従って特定飛行を行わなければならないこととされている（同条第 3 項）。

なお、特定飛行に係るこれらの規制は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者¹³が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的¹⁴のために行う無人航空機の飛行については、適用しないこととされている（同法第 132 条の 92）。

これに対し、小型無人機等飛行禁止法は、小型無人機等飛行禁止法に基づき指定された対象施設周辺地域の上空において、当該対象施設の管理者又はその同意を得た者等が、あらかじめ、当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会等に通報した場合を除き、一律に小型無人機等の飛行を禁止している。

この点、航空法で飛行が禁止される空域において無人航空機を飛行させるために国土交通大臣による許可を得た場合であっても、当該空域が対象施設周辺地域の上空に該当するときは、その飛行が小型無人機等飛行禁止法第 10 条第 2 項に規定する小型無人機等の飛行に該当し、かつ、同条第 3 項の規定による通報を行わない限り、適法に飛行させることができない。その反対に、対象施設周辺地域の上空において無人航空機を飛行させるために小型無人機等飛行禁止法上の手続を経たとしても、航空法の適用が何ら除外されるものではなく、無人航空機に係る飛行の禁止空域や飛行の方法等の規制に服することとなる。

エ 罰則

航空法は、前記ウの国土交通大臣による許可又は承認を得ずに、飛行禁止空域の飛行又は承認が必要な飛行、危険物の輸送若しくは物件の投下を行った者について、50 万円以下の罰金に処することとされている（同法第 157 条の 9 第 9 号、第 10 号及び第 14 号から第 17 号まで）。また、飛行計画を事前に通報しないで特定飛行を行った者及び国土交通大臣による飛行計画の変

¹³ 航空法施行規則第 236 条の 88 の規定により、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により捜索若しくは救助を行う者と定められている。

¹⁴ 航空法施行規則第 236 条の 89 の規定により、捜索又は救助と定められている。

更その他の必要な措置を講ずべきことの指示に従わないで特定飛行を行った者については、30 万円以下の罰金に処することとされている（同法第 157 条の 10 第 1 項第 10 号及び第 11 号）。

この点、無人航空機を、航空法第 132 条の 85 第 2 項の規定に違反し（国土交通大臣による許可を得ずに）、かつ、小型無人機等飛行禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反してレッドゾーンの上空で飛行させた場合には、一個の行為により航空法違反（第 157 条の 9 第 10 号）及び小型無人機等飛行禁止法違反（第 13 条第 1 項）が同時に成立し、いわゆる観念的競合（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 54 条第 1 項前段）として科刑上一罪となる。一方で、無人航空機を、航空法第 132 条の 85 第 2 項の規定に違反し、かつ、小型無人機等飛行禁止法第 10 条第 1 項又は第 3 項本文の規定に違反してイエローゾーンの上空で飛行させた上で、さらに、警察官等による措置命令に違反した場合には、別個の行為により航空法違反（第 157 条の 9 第 10 号）及び小型無人機等飛行禁止法違反（第 13 条第 2 項）がそれぞれ成立し、併合罪（刑法第 45 条前段）となる。

2 ドローンの性能の飛躍的な向上

技術の進展に伴うドローンの性能向上については、ドローンの機種にもよるため、網羅的に示すことは困難であるが、警察庁において把握している、小型無人機等飛行禁止法の制定当時に市販されていた主なドローンと現在市販されている主なドローンの性能の比較は、次のとおりである。

(1) 最大映像伝送距離

小型無人機等飛行禁止法の制定当時に市販されていた主なドローンの最大映像伝送距離は、いわゆる無線 LAN を利用した通信では、市街地の場合、200～300 メートル程度であったのに対し、現在市販されている主なドローンの最大映像伝送距離は、周囲の電波環境等にもよるが、500 メートル～10 キロメートル程度まで拡大しているほか、携帯電話網（いわゆる 4 G 及び 5 G）を利用して操縦するドローンであれば、当該携帯電話網エリア内全域（場合によっては全国）で映像を伝送してドローンを飛行させることが可能である。

(2) 最高飛行速度

小型無人機等飛行禁止法の制定当時に市販されていた主なドローンの最高飛行速度が時速約 50 キロメートルであったのに対し、現在市販されている主なドローンの最高飛行速度は時速 70～80 キロメートル程度まで向上しているほか、海外製ドローンの一部機種では時速 150 キロメートルの飛行が可能なものもある。

(3) 最大積載重量等

小型無人機等飛行禁止法の制定当時に市販されていた主なドローンの最大積載重量が 80 グラム～5 キログラム程度であったのに対し、現在市販されているドローンには、最大積載重量が 30 キログラムの機種も存在し、銃火器管

制システムを搭載することが可能なものもある。

この点、海外で開発・販売されているドローンに搭載可能な銃火器管制システムを用いれば、スナイパーライフル（狙撃銃）等の銃火器をドローンに積載させた上、地上や空中の特定の対象に自動で照準を合わせて遠隔操作による狙撃を行うことが可能となっている。また、積載した銃火器の射角を水平方向に360度、垂直方向にプラス15度からマイナス65度までの範囲で動かすことができ、独自のアルゴリズムによって動的目標を捕捉・追跡し、夜間において精密な狙撃を行うことも可能である。

3 ドローンの利活用の状況

(1) 社会におけるドローンの利活用

ドローンは、近年、農薬散布、空撮、測量、インフラの点検等の場で広く利活用されており、我が国においては、ドローンの利活用により様々な産業の生産性が向上する「空の産業革命」に向けて、機体の安全性確保や性能向上のための技術開発、制度設計等の環境整備が、平成27年12月に設置された「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」等の場を通じて、官民が一体となって進められている。

具体的には、航空法の改正により、令和4年12月には、「レベル4飛行」（有人地帯での目視外飛行）を可能とする制度が施行され、令和5年12月には、無人航空機による物資輸送やインフラ点検業務等の事業化促進を目的とした「レベル3.5飛行¹⁵」制度が創設されたところである。

また、令和6年11月に同協議会において策定された「空の産業革命に向けたロードマップ2024」においては、「物流・医療」、「防災・災害対応」、「巡視・点検」、「農林水産業」、「測量」及び「警備」という社会実装におけるユースケースごとに取組項目が整理されており、様々な分野でのドローンの利活用拡大に向けた支援等が進められている。

(2) 警察におけるドローンの利活用

警察では、ドローンの性能向上を踏まえ、ドローンを各種警察活動に効果的に活用して業務の合理化・高度化に取り組んでいる。具体的には、人が立ち入ることが困難な場所における行方不明者の捜索、交通事故事件捜査における現場見取図の作成及び警護における高所からの現場状況の確認に活用しているほか、災害発生時には、ドローンによって撮影した映像をリアルタイムで警察本部、警察庁及び内閣総理大臣官邸に伝送するなど、迅速な被災状況の把握や被災者の救出救助活動にも活用している。

¹⁵ 飛行経路下に歩行者等がいない無人地帯であることを、デジタル技術（機上カメラ）によって確認することで、補助者の配置といった従来の立入管理措置を代替し、実施する目視外飛行のこと。デジタル技術に加え、操縦ライセンスを保有し、第三者賠償責任保険に加入していることを条件に、移動する自動車や列車等の移動車両等上空の一時的な横断を伴う飛行が可能になる。

4 ドローンを用いたテロ事案等の発生状況

諸外国において、例えば、次のとおりドローンを用いたテロ事案等が発生しており、ドローンを用いたテロ攻撃の脅威の高まりが指摘されている。

- 平成30年8月4日、ベネズエラの首都カラカスで、マドゥロ大統領が演説中にドローンによる攻撃を受けた事案で、ベネズエラ通信情報相は、「政権を狙ったテロ」との見方を示した。
- 令和元年9月14日、サウジアラビア東部に所在する国営石油会社の石油施設がドローンによる攻撃を受けた事案で、フーシ派が犯行声明を出した。
- 令和3年11月7日、イラクの首都バグダッドに所在するカディミ首相の住居が、爆発物を積んだドローンによる攻撃を受けた事案で、イラク首相府は「首相の暗殺を狙って住居を標的にした卑劣なテロ」と非難する声明を出し、米 국무省報道官も「国家中枢を狙った明らかなテロ行為」と非難する声明を出した。
- 令和5年10月5日、内戦下にあるシリア中部ホムスにある士官学校が、ドローンによる攻撃を受けた事案で、シリア政府は「テロ組織が実行した」と非難する声明を出した。
- 令和6年8月、オーストラリアにおいて、当時16歳の少年が、ドローンと手製爆発物を使用し、当時の自由党（野党）党首のピーター・ダットン氏の自宅を攻撃する計画を立てていたとして、テロ準備行為で逮捕された。

第2 検討の基本的な方向性

本検討会においては、テロリストやローン・オフエンダー等によるドローンを悪用した重大事案の発生が懸念される中、ドローンによる重要施設等に対する危険の未然防止に万全を期するため、技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策について検討を行うこととされたものであるが、有識者委員から、前記第1の3(1)のとおり、ドローンは、様々な用途で活用されるなど、重要な社会インフラになっていることも勘案する必要があるとの指摘がなされた。

この点、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第7条¹⁶に規定する特定重要物資として、無人航空機を新たに指定することが、現在、政府において検討されており、ドローンは、経済安全保障上も極めて重要だと考えられる。

¹⁶ 国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム（以下この章において「原材料等」という。）について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、当該物資若しくはその生産に必要な原材料等（以下この条において「物資等」という。）の生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入、開発若しくは改良その他の当該物資等の供給網を強靱化するための取組又は物資等の使用の合理化、代替となる物資の開発その他の当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときは、政令で、当該物資を特定重要物資として指定するものとする。

また、令和元年改正法について、その付託された衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ「必要な限度を超える規制が行われた場合」には、「取材・報道の自由」をはじめとする「国民の利益が損なわれる」とともに、「小型無人機等の普及・活用による社会の発展を妨げることとなるおそれがある」として、小型無人機等飛行禁止法の適切な運用を求める附帯決議が採決された点にも留意する必要がある。

そこで、検討の基本的な方向性として、国民の権利自由の制約やドローンの利活用の促進との調和を図る観点から、必要最小限の規制となるよう慎重に検討すべきという共通認識が得られた。

また、ドローンの性能は、技術の進展に伴い、今後ますます向上するものと見込まれるが、本検討会においては、小型無人機等飛行禁止法の制定から現在までの約 10 年間における性能向上を前提として現行制度の課題を抽出した上で、現時点における必要な対策について検討を行うこととされた。

第 3 技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策の方向性

1 対象施設周辺地域の範囲

(1) 課題

その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域のうちイエローゾーンの範囲が、レッドゾーンの周囲「おおむね三百メートル」とされた理由については、小型無人機等飛行禁止法の制定当時に市販されていた主なドローンの映像伝送距離が、市街地の場合、200～300 メートル程度であったことから、レッドゾーンに向けて飛行させる操縦者はレッドゾーン境界から 300 メートルの範囲内に所在している可能性が高いことを前提に、警察官等が操縦者を検索・発見し、措置命令を行うことができるようにするためであった。

この点、前記第 1 の 2 (1) のとおり、ドローンの映像伝送距離が向上しており、イエローゾーンの範囲外からドローンを操縦し、レッドゾーンの上空を飛行させることが容易に可能となっており、警察官等が操縦者を検索・発見し、措置命令を行うことが困難となっている。

また、前記第 1 の 2 (2) のとおり、ドローンの飛行速度が向上しており、高速で飛行するドローンに対し、300 メートルのイエローゾーンの範囲では、ジャミングガン等のドローン対処資機材を用いた対処に必要な時間的猶予を確保することが困難となっている。

こうしたドローンの映像伝送距離や飛行速度等の性能向上を踏まえ、違法なドローン飛行への対処に必要な時間的猶予を確保する観点から、イエローゾーンの範囲について検討する必要性が認められた。

(2) 議論

有識者委員からの主な意見は、次のとおりであった。

- 小型無人機等飛行禁止法の制定当時には、映像伝送距離という明確な閾値となるものがあった一方、現在は、これがないに等しい状況であるため、

イエローゾーンの範囲については、対処するために必要な時間から一定の距離を割り出すことになるのではないかな。

- ドローンの利用方法として、空撮（報道、番組、宣伝、測量、点検、警備及び捜索）、輸送（物流、医療機器の緊急輸送及びケーブルの敷設）、投下（農薬散布、播種及び消火）、中継（通信の中継及び遠隔操作の中継）及びサンプリング（放射線計測及び空中計測）が挙げられるが、最近では、都市部においても、外壁の点検や高所に設置された看板の点検等、様々な用途で活用されるなど、重要な社会インフラになっていることから、テロ等に悪用されることへの対策としての規制強化と、一般の利活用促進とのバランスを図る必要がある。
- （警察では、単一の警備手法ではなく、各種ドローン対処資機材を活用した複数の警備手法を組み合わせた多重防護により対処していることに関して）対処に必要な時間的猶予を確保する観点からは、（時速 150 キロメートルで飛行するドローンは、24 秒間で 1,000 メートルの距離を飛行することから）イエローゾーンの範囲を「おおむね千メートル」に拡大することが妥当ではないかな。
- （諸外国におけるドローンの飛行禁止空域が、施設ごとに異なる範囲が指定されていることに関して）イエローゾーンの範囲を「おおむね千メートル」に拡大する場合においても、飽くまで「おおむね」であって、対象施設ごとに個別具体の事情に即して合理的な範囲となるよう指定すべきである。
- 1,000 メートルを大幅に超えて、「おおむね」の解釈でカバーできないような範囲を指定する必要がある場合に備えて、例外規定を設けることも考えられるのではないかな。
- 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 22 条第 1 項の規定により、「車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない」とされているように、イエローゾーンの範囲について、柔軟に対応できるよう、下位法令で定めることとするとも考えられるのではないかな。
- イエローゾーンの上空飛行を直罰化する場合には、イエローゾーンの範囲が刑罰に影響するという点で、例外規定の創設や下位法令への委任の可否については、慎重な判断が必要となる。
- イエローゾーンの範囲について、対処に必要な時間的猶予を十分に確保する観点やドローンの性能向上等に伴う攻撃形態の変化に的確に対応する観点からは、1,000 メートルよりも広くすべきと考えられるが、国民の権利自由の制約やドローンの利活用の促進との調和を図る観点を踏まえつつ、現在のドローンの性能を前提とすれば、現行の 300 メートルからの引上げ幅としても、「おおむね千メートル」とするのが妥当であると考え

られるが、今後の更なるドローンの性能向上によっては、将来的に見直しが必要となる可能性もある。

- （対象施設周辺地域でドローンを飛行させる場合には、対象施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への通報が必要となることにに関して）同意取得や通報の手続が、国民にとって分かりやすく、迅速にできるものでなければ、（イエローゾーンの範囲の拡大が）ドローンの利活用の妨げになる可能性がある。
- 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第 84 号）において注視区域を指定する制度があるが、これと同様に、対象施設周辺地域の指定に当たっては、透明性を確保することが重要である。周知を図り、その範囲を明確にしておかなければ、ドローンを利用する者に萎縮的な効果を与えることになる。
- 国民の理解が得られるよう広報啓発活動を推進することはもとより、通報手続に従事する警察職員等に対して制度の内容が浸透するよう、周知徹底を図る必要があるのではないか。

(3) 対策の方向性

前記(2)の議論を踏まえ、対策の方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

- 時速 150 キロメートルの飛行が可能なドローンの存在を前提として、ジャミングガン等の各種ドローン対処資機材を活用した複数の警備手法を組み合わせた多重防護によるドローンへの対処に必要な時間的猶予を確保する観点から、「おおむね三百メートル」とされているイエローゾーンの範囲を「おおむね千メートル」に拡大すべきである。
- イエローゾーンの範囲を小型無人機等飛行禁止法上「おおむね千メートル」に拡大する場合においても、各対象施設に係る対象施設周辺地域の指定権者は、その指定（官報による告示）に当たって、対象施設ごとに個別具体的な事情に即して合理的な範囲となるよう指定すべきである。
- 国は、小型無人機等飛行禁止法第 9 条の規定により、対象施設、対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとされているところ、イエローゾーンの範囲を拡大する場合には、その範囲が国民にとって明確になるよう、これまで以上に効果的な周知に向けた取組を推進すべきである。
- 現在、イエローゾーンの範囲外において、例えば、農薬散布のように継続反復してドローンの飛行を行う者にとって、その飛行場所が拡大されたイエローゾーンの範囲内に含まれることとなった場合には、対象施設の管理者から同意を得るとともに、都道府県公安委員会等に通報しなければならないという負担を課すこととなるため、運用上、ドローンの利活用に配慮し、同意取得手続及び通報手続の円滑化を図られるようにすべきで

ある。

- 通報手続に従事する警察職員等が、制度を理解した上で、国民に分かりやすく教示することができるよう、指導・教養を徹底すべきである。

2 イエローゾーンの上空における飛行に対する罰則

(1) 課題

イエローゾーンの上空における飛行に対する直罰規定が設けられなかった理由については、小型無人機等飛行禁止法の制定当時に市販されていた主なドローンの性能に基づけば、対象施設に対する具体的な危険は、前記第1の1(1)のとおり、爆発物等の投下や直接の衝突をはじめ、レッドゾーンの上空において基本的に生じるものであり、イエローゾーンの上空にとどまる限りにおいては、対象施設に実害を及ぼす直接的な危険性を有するとは認められなかったためであるものと考えられる。

この点、前記第1の2(3)のとおり、ドローンの最大積載重量が向上し、海外で開発・販売されているドローンに搭載可能な銃火器管制システムを用いれば、スナイパーライフルをドローンに積載させた上、自動で照準を合わせて遠隔操作による狙撃を行うことが可能となっており、レッドゾーンの上空を飛行せずとも、現行のイエローゾーンのはるか外側から対象施設に対する攻撃が可能となっている。

また、ジャミングガン等のドローン対処資機材を用いた対処には一定の時間が必要となるため、イエローゾーンの範囲を拡大しても、その上空から直ちに対象施設に対する攻撃が可能なドローンに対処することは困難である。

こうしたドローンによるイエローゾーンの上空からの対象施設に対する攻撃の可能性を踏まえ、その抑止を図るための罰則について検討する必要性が認められた。

(2) 議論

有識者委員からの主な意見は、次のとおりであった。

- (映像伝送距離の向上等によって遠隔から操縦することが容易に可能となっていることに関して) 警察官が操縦者を検索・発見して措置命令を行うことが現実的ではない状況となっているため、イエローゾーンの上空飛行を直罰化することもやむを得ないのではないか。特に、社会の注目を集めるために対象施設周辺地域でドローンを飛行させようとする者には、直罰化による抑止効果があるのではないか。
- 罰則については慎重な検討が必要であるところ、抑止効果を念頭に置き、レッドゾーンとイエローゾーンで、対象施設に対する攻撃の危険の度合いに差がなくなっているということであれば、処罰するための要件として、イエローゾーンでは必ず措置命令を介さなければならないということについて、合理性があるとはいえなくなっているのではないか。
- イエローゾーンの範囲を拡大する必要性と併せて、イエローゾーンの上

空飛行の罰則について検討する必要がある。

- (レッドゾーンの上空飛行については、例えば、爆発物を積載したドローンが対象施設に衝突すれば、外壁を破壊して施設内部にも一定の被害を及ぼすことが可能であると考えられるほか、化学物質等が投下された場合には、そこに所在する要人や職員等を多く殺傷するなどして対象施設の機能を著しく阻害するおそれがあるのに対し、イエローゾーンの上空飛行については、銃火器管制システムを搭載したドローンであっても、その攻撃によって対象施設そのものを大きく破壊する威力は有していないことに関して) イエローゾーンの範囲を拡大することも念頭に置くと、実態として、レッドゾーンの上空飛行とイエローゾーンの上空飛行で危険度に差異があると考えられることから、法定刑にも差異を設けることが妥当ではないか。
- 対象施設の真上を飛行した場合と、範囲が拡大されたイエローゾーンの隅を横切った場合では、刑事手続における当罰性の判断も異なるであろうことから、訴追裁量の適切な行使という観点からも、レッドゾーンの上空飛行とイエローゾーンの上空飛行で法定刑に差異を設けることは望ましい。
- 諸外国においてもドローン飛行が規制されており、規制の設定自体は国際常識になりつつあるが、イエローゾーンの上空飛行の直罰化に当たっては、外国人観光客を含めたルールの周知が重要になる。

(3) 対策の方向性

前記(2)の議論を踏まえ、対策の方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

- イエローゾーンの上空からの対象施設に対する直接的な攻撃の可能性を踏まえ、その抑止を図るため、イエローゾーンの上空における違法な小型無人機等の飛行についても、命令前置の間接罰ではなく、飛行の事実のみをもって罰則を科すこととすべきである。
- イエローゾーンの上空における飛行が、レッドゾーンの上空における飛行と同等の危険性を有するとまでは言い難いことを踏まえ、法定刑については、レッドゾーンの上空飛行とは一定の差異を設けるべきである。
- イエローゾーンの範囲の拡大と併せて、イエローゾーンの上空飛行の直罰化について、周知を図るための効果的な広報啓発活動を推進すべきである。

3 ドローン飛行による危害を防止すべき対象施設の追加

(1) 課題

ア 外国要人が参加する重要国際会議の会場等

現行の小型無人機等飛行禁止法において、外国要人が参加する重要国際会議の会場等について、外国要人の所在する期間に限って、対象施設の一類型

である「対象外国公館等」として外務大臣が指定可能である一方、重要国際会議の事前の準備段階においては指定することができない。

この点、パリ 2024 オリンピックの開会式前にフランス高速鉄道の複数路線で施設が損壊される事案が発生するなど、国際的に注目を集める大規模イベントに関連した不法事案が相次いで発生している中、国内外の要人が一堂に会する重要国際会議の開催に先立って、ドローンによる会場等への攻撃が行われるおそれが懸念される。

重要国際会議の会場等が破壊されて当該会議が中止となれば、我が国の信頼が失われ、良好な国際関係の維持に支障が生じることから、当該会場等を、当該会議の円滑な準備・運営のために必要な期間を定めて、対象施設として指定することができるようにすることについて検討する必要性が認められた。

イ 国内要人が出席する行事会場等

現行の小型無人機等飛行禁止法において、内閣総理大臣官邸をはじめとする国内要人の平素の居所が対象施設とされている一方、国内要人が出席する行事会場等の一時的な居所は対象施設として指定することができない。

この点、現職の内閣総理大臣及びその経験者を標的とした重大事件が相次いで発生するなど、厳しい警備情勢である中、ドローンの性能が前記第1の2のとおり飛躍的に向上し、その脅威が高まっていることから、平素の居所に加え、国内要人が出席する行事会場等を、国内要人の安全を確保するために必要な期間を定めて、対象施設として指定することができるようにすることについて検討する必要性が認められた。

(2) 議論

有識者委員からの主な意見は、次のとおりであった。

- イエローゾーンの範囲の拡大に関する検討と同様に、一般の利活用促進とのバランスを図る観点から、必要最小限の規制とすべきである。
- (G 7伊勢志摩サミット、G 20大阪サミット及びG 7広島サミットの開催時において、それぞれ小型無人機の飛行の禁止に関する条例が制定されたことに関して) 重要な国際会議の会場等について、条例によるローカルな規制で対応するのは違和感がある。
- 国際会議の会場等について、条例によらず、小型無人機等飛行禁止法により、その円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて、対象施設として指定できるようにしつつ、その運用に当たっては、引き続き、関係する地方公共団体との協力関係が必要となるのではないか。
- 国内要人の一時的な居所について、テロ対策の観点からは、対象施設として指定する必要があるものの、指定しては解除するということを繰り返すこととなれば、その機会が非常に増えることとなり、恒常的な対象施設と異なり、周知を図ることも容易ではないため、運用面で工夫が必要ではないか。

- 国内要人が出席する行事会場等について、国内要人の安全を確保するために必要な期間を定めて、対象施設として指定できるようにしつつ、その指定に当たっては、小型無人機等飛行禁止法の目的に照らし真に必要であると認められるものに限定する必要があるが、国内要人の範囲についても、ドローンによるテロ等の標的とされるリスクを踏まえて限定すべきではないか。

(3) 対策の方向性

前記(2)の議論を踏まえ、対策の方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

- G7サミット（主要国首脳会議）をはじめとする外国要人が参加する重要国際会議の会場等について、条例によらず、小型無人機等飛行禁止法により、その円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて、対象施設として指定することができるようにすべきである。その運用に当たっては、引き続き、関係する地方公共団体と緊密な連携を図るべきである。
- 重要国際会議の円滑な準備又は運営を確保することは、大使館等の安全確保等及び外国要人の保護と同様に、小型無人機等飛行禁止法の目的の一つである「良好な国際関係の維持」に資するものであることから、「対象外国公館等」の指定権者である外務大臣において、重要国際会議の外交上の重要性、その開催計画の内容等を考慮し、指定する施設を判断すべきである。
- 恒例の地方行幸啓（全国植樹祭、国民スポーツ大会、全国豊かな海づくり大会、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭）並びに沖縄全戦没者追悼式、広島平和記念式典及び長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典といった国内要人が出席する行事会場等について、国内要人の安全を確保するために必要な期間を定めて、対象施設として指定することができるようにすべきである。
- ドローンによるテロ等の標的とされるリスクを踏まえ、国内要人の範囲を限定した上で、国内要人が出席する行事会場等の指定に当たっては、小型無人機等飛行禁止法の目的に照らし真に必要であると認められるものに限定する観点から、警察庁において、運用上、例えば、行事会場が屋外であること、あるいは国内要人が数時間以上滞在する宿泊地又は行き先地であることといった基準を設け、その時々警備情勢を考慮し、指定する施設を判断すべきである。

4 警察と対象施設管理者等との連携の在り方

(1) 課題

現行の小型無人機等飛行禁止法において、警察官は、措置命令の相手方が現場にいないとき等は、危害排除措置をとることが可能であり、その権限は、皇宮護衛官及び海上保安官の職務執行について準用されるほか、対象防衛関係施

設として指定された自衛隊の施設を職務上警護する自衛官（以下単に「自衛官」という。）及び対象空港として指定された施設の管理者等について、一定の限定を付した上で準用されるが、対象原子力事業所の管理者等には、危害排除措置の権限が付与されていない。

対象原子力事業所について、警察では、ドローン対処資機材等を装備した原発特別警備部隊が 24 時間体制で警戒警備に当たっているところ、その敷地の広大さを踏まえ、また、イエローゾーンの範囲を拡大することとした場合も念頭に置いて、より迅速・的確・効果的な対処を行うための方策を検討する必要性が認められた。

この点、原子力事業所への不審者の侵入対策として、警察官が、警戒じょうの携帯が認められている警備員と連携し、原子力事業者が設置したフェンスセンサー、サーチライト、監視カメラ等を活用しているのと同様に、危険なドローン飛行への対策として、原子力事業者が整備するドローン対処資機材を活用することが有効であると考えられる。

こうした中、対象原子力事業所の一部の施設では、その職員等が法令の範囲内で対処することを想定し、自主的にドローン対処資機材の整備に向けた試験的運用を開始しているところ、正当防衛・緊急避難の成立要件は個別具体的に判断されるものであり、刑事上・民事上の責任追及を危惧して的確な対処が困難であるとの意見がある。

この点、危害排除措置の一環として、警察官が対象施設の管理者等に命じて必要な措置を行わせることも許容されるものと解されるが、現行の小型無人機等飛行禁止法において、その旨が明記されていないため、当該措置が警察官の責任の下で行われるものか、正当防衛・緊急避難として自らの責任の下で行うものか、責任の所在が不明確であることから、これを明確化することについて検討する必要性が認められた。

(2) 関係団体ヒアリング

ヒアリングを行った電気事業連合会からの主な意見は、次のとおりであった。

○ ドローンへの対処において、落下したドローンによって人的被害や民間施設への損傷等、第三者にも何らかの被害を与えてしまう可能性もあるところ、正当防衛・緊急避難の成立要件については、個別具体的に判断されるものと理解している。

民事上・刑事上の責任を追及される可能性がある行為を、警備員を含む従業員にさせることには難しさもあり、警察官等の指示に基づいて事業者が対処を実施できる形が望ましいと考えている。

○ （小型無人機等飛行禁止法第 11 条第 2 項の危害排除措置に「対象施設の管理者等に必要な措置をとることを命ずること」が含まれる旨を条文上明確化することを検討しており、そうすれば、同条第 7 項の損失補償規定が適用されることも明確になると考えている旨の警察庁説明に関して）警察の指示に基づく事業者の対処について、民事上・刑事上の責任に関する

懸念を払拭する小型無人機等飛行禁止法の改正に向けた検討に感謝する。

- 様々な事態への迅速な対処に向けては、法的整理に加えて、事業者と警察の連携についての綿密な調整・整理が必要と考えており、引き続き議論したい。

(3) 議論

有識者委員からの主な意見は、次のとおりであった。

- 対象施設管理者が、自らが管理する対象施設の安全を守るのは、当然のことといえるのではないか。特に、原子力事業所については、経済安全保障上でも重要視されている施設であることから、警察と連携して対処することに違和感はない。
- 現行法で対応が可能と解されることであっても、明文化されていなければ、現場で実際に対応することは困難であろうから、警察官が対象施設の管理者等に命じて危害排除措置を行わせることについて、条文上それが可能であることを明確にする必要があるのではないか。

(4) 対策の方向性

前記(2)の関係団体ヒアリング及び前記(3)の議論を踏まえ、対策の方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

- 広大な敷地を有する対象原子力事業所において、危険なドローン飛行を迅速・的確に検知してジャミング等の効果的な対処を行うため、原子力事業者によるドローン対処資機材の整備を促進すべきである。
- 警察官等が行った小型無人機等飛行禁止法第 11 条第 2 項の規定による危害排除措置により損失を受けた者に対しては、当該警察官等が所属する都道府県又は国が、同条第 7 項の規定に基づき、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととされているところ、警察官に命ぜられた原子力事業者の職員又は対象原子力事業所の警備業務に従事する者（警備員）がドローン対処資機材を用いて行う措置についても、同項の損失補償規定が適用されるよう、同条第 2 項の危害排除措置に「対象施設の管理者等に必要な措置をとることを命ずること」が含まれる旨を条文上明確化すべきである。
- 対象原子力事業所において、迅速・的確・効果的な対処を行うため、警察と原子力事業者等との役割分担を整理すべきである。

5 ドローンの新たな技術動向を踏まえた対処方策

(1) 課題

ドローンの性能は、日進月歩で向上しており、軍事を含め、様々な用途で用いられていることから、新たな技術を用いて飛行するドローンへの効果的な対処方策について検討する必要性が認められた。

(2) 議論

有識者委員からの主な意見は、次のとおりであった。

- 妨害電波の影響を受けないよう、光ファイバーを用いた有線ドローンが軍事的に利用されている。
- 軍事的には、多数機のドローンを同時に飛行させて攻撃する手法が一般的になっている。将来的には、こうした群飛行への効果的な対処について、従来と異なる手法も検討する必要がある。
- ドローンの性能は、今後ますます向上し、様々な利活用が図られることになる。本検討会では、これまでの性能向上を踏まえた検討を行うとしても、10年後などには再び見直す必要が出てくるのではないかな。

(3) 対策の方向性

前記(2)の議論を踏まえ、対策の方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

- 諸外国において、様々なドローンの軍事利用が進んでいるところ、軍事利用されている高機能なドローンが非軍事である一般治安事象においても悪用される危険性があることに鑑み、諸外国におけるドローン及びドローン対処資機材に関する最新の技術動向について、情報収集に努めるべきである。
- 先端的な技術を用いて飛行するドローンへの効果的な対処方策については、技術動向を踏まえた不断の見直しが必要であることから、軍事用も含めた最新のドローン技術が悪用される場合の対処に万全を期する観点から、今後、政府において、別途検討を進めるべきである。

おわりに

本検討会では、近年のドローンをめぐる状況を踏まえ、ドローンによる重要施設等に対する危険の未然防止に万全を期することを目的として、技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策について、国民の権利自由の制約やドローンの利活用の促進との調和を図る観点に配慮しながら、論点ごとに対策の方向性を取りまとめたところである。

この点、小型無人機等飛行禁止法の見直しに関しては、その制定から現在までの約10年間ににおける性能向上を前提として現行制度の課題を抽出した上で、現時点における必要な対策の方向性を示したものであるが、制度の運用に当たっては、引き続き、対象施設の安全の確保のための措置に関する権限を有する警察官、皇宮護衛官、海上保安官、自衛官、対象空港管理者等の相互の連携を図ることはもとより、関係する地方公共団体、対象施設管理者等の理解と協力を得ながら、必要な措置を的確に講じていくことが重要である。

今後、警察庁において、本報告書を踏まえ、関係省庁と連携しながら、小型無人機等飛行禁止法の改正を含めた検討が進められ、可及的速やかに必要な措置が講じられることを期待する。

違法なドローン飛行対策に関する検討会 構成員一覧

【有識者】

（座長）

山田 洋 一橋大学名誉教授

（委員）

鈴木 真二 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授

星 周一郎 東京都立大学法学部教授

松尾 亜紀子 慶應義塾大学理工学部教授

渡井 理佳子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

（敬称略、委員は五十音順）

【警察庁】

警備局長

筒井 洋樹

警備局警備運用部長

今村 剛（第1回）

石川 泰三（第2・3回）

長官官房審議官（警備局担当）

石川 泰三（第1回）

鈴木 敏夫（第2・3回）

警備局警備運用部警備第一課長

山本 将之

【オブザーバー】

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（内政担当）付）

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）

宮内庁長官官房参事官

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室長

法務省刑事局公安課参事官

外務省大臣官房儀典総括官

経済産業省製造産業局航空機武器産業課次世代空モビリティ政策室長

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課原子力基盤室長

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長

海上保安庁警備救難部警備課長

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

防衛省防衛政策局運用政策課長

（建制順）

違法なドローン飛行対策に関する検討会 開催状況

【第1回】令和7年10月7日

- 警察庁警備局長挨拶
- 構成員紹介
- 座長選出
- 警察庁説明
- 有識者委員説明
- 自由討議

【第2回】令和7年11月14日

- 警察庁説明
- 関係団体ヒアリング
- 自由討議

【第3回】令和7年12月18日

- 報告書取りまとめ

現行の小型無人機等飛行禁止法（平成28年法律第9号）

参考資料 3

重要施設及びその周囲おおむね300mの周辺地域の上空における小型無人機等の飛行※1を原則禁止※2

※1 ① 小型無人機を飛行させること ② 特定航空用機器を用いて人が飛行すること

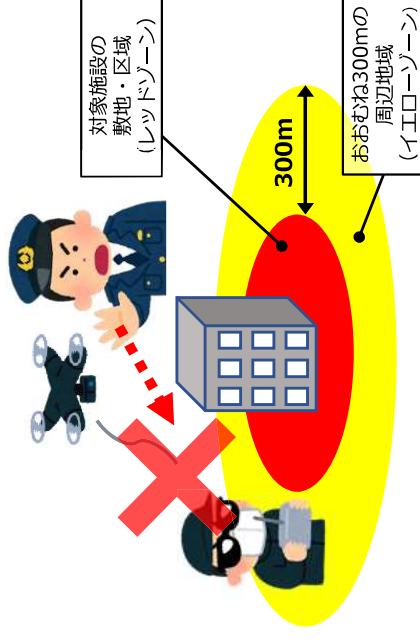
〔 無人飛行機（ラジコン飛行機等）、
無人回転翼航空機（ドローン等）等 〕

〔 気球、ハンググライダー、パラグライダー 等 〕

※2 ① 対象施設の管理者又はその同意を得た者による周辺地域上空の飛行
② 土地所有者等又はその同意を得た者による当該土地上空の飛行
③ 国又は地方公共団体の業務実施のために行う周辺地域上空の飛行

（対象防衛関係施設及び対象空港の敷地又は区域の上空における飛行については、①のみ適用除外）

→ 飛行の前に都道府県公安委員会（警察）等への通報が必要



対象施設

① 国の重要な施設等

国政の中核機能等の維持

- ・ 国会議事堂等〔衆議院議長・参議院議長指定〕
- ・ 内閣総理大臣官邸等〔内閣総理大臣指定〕
- ・ 危機管理行政機関〔対象危機管理行政機関の長指定〕
- ・ 最高裁判所庁舎〔最高裁判所長官指定〕
- ・ 皇居・東宮御所〔内閣総理大臣指定〕
- ・ 政党事務所〔総務大臣指定〕

② 外国公館等

良好な国際関係の維持

- ・ 大使館等〔外務大臣指定〕
- ・ 外国要人の所在する場所〔外務大臣指定〕

③ 防衛関係施設

我が国を防衛するための基盤の維持

- ・ 自衛隊施設〔防衛大臣指定〕
- ・ 在日米軍施設〔防衛大臣指定〕

令和元年改正で追加

④ 空港

〔国土交通大臣指定〕

国民生活及び経済活動の基盤の維持

令和2年改正で追加

⑤ 原子力事業所

〔国家公安委員会指定〕

公共の安全の確保

違反に対する警察官等※3による命令・措置及び罰則

- 違反者に対して、機器の退去その他の必要な措置をとることを命ずること（措置命令）が可能
- やむを得ない限度において、小型無人機等の飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置をとることが可能
- レッドゾーン上空の飛行禁止又は措置命令に違反した場合は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

※3 海上保安官（海域）、皇宮護衛官（皇居・御所）、施設警護自衛官（防衛関係施設）及び空港管理者等（空港）も対処可能

小型無人機等飛行禁止法

特定航空用機器

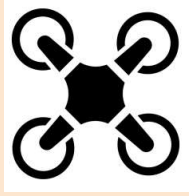
航空機以外の航空の用に供すること
ができる機器であ
って、当該機器を
用いて人が飛行
することができる
もの



気球

小型無人機

航空の用に供すること
ができるものであって、
構造上人が乗ることが
できないもののうち、
遠隔操作又は自動操縦
により飛行させること
ができるもの



ドローン（100g未満）



写真提供：日本航空協会

ハンググライダー

噴射浮揚機器

下方へ噴出する気体
の圧力の反作用により
浮揚した状態で移動
することができる機器



写真提供：日本パラグライディング連盟
日本ハング・パラグライディング連盟

パラグライダー

回転翼搭載機器

回転翼の回転により
生ずる力により浮揚
した状態で移動する
ことができる機器

無人航空機

航空の用に供すること
ができる飛行機、回転翼航
空機、滑空機、飛行船
その他政令で定める機器
であって、構造上人が乗
ることができないもの
のうち、遠隔操作又は自動
操縦により飛行させるこ
とができるもの（100g以
上）



写真提供：日本模型航空連盟

ラジコン機（飛行機）



写真提供：株式会社ACSL

ドローン（回転翼航空機）



写真提供：ヤマハ発動機株式会社

農薬散布用ヘリコプター
（回転翼航空機）

（現段階において定めなし）

その他政令で定める機器

航空法

航空機

人が乗って（乗ることができ）、航空の用に供することができる
飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器



写真提供：海上保安庁

飛行機

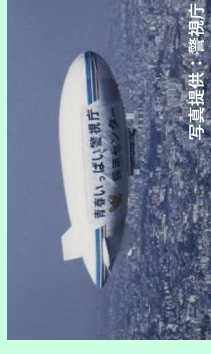


回転翼航空機



写真提供：日本学生航空連盟

滑空機（グライダー）



写真提供：警視庁

飛行船

無操縦者航空機

操縦者が乗り組まないで飛行する
ことができる装置を有する航空機



写真提供：航空自衛隊

大型無人偵察機

（現段階において定めなし）

その他政令で定める機器

小型無人機等飛行禁止法

重要施設を対象とした特例的な飛行禁止・排除措置

【目的】

- ・ 重要施設に対する危険の未然防止
- ・ 国政の中核機能等の維持 等

【概要】

(1) 規制の対象

- ・ 小型無人機(法第2条第3項) ※重量の下限なし
- (・ 特定航空用機器(法第2条第4項))

(2) 飛行が禁止される空域(法第10条第1項)

- ・ 対象施設周辺地域(対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの指定された地域)の上空

(3) 規制の適用除外(法第10条第2項)

- ・ 次に掲げる飛行については、(2)は適用しない。

- ① 対象施設の管理者又はその同意を得た者が行う飛行
- ② 土地の所有者等又はその同意を得た者が当該土地の上空で行う飛行
- ③ 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う飛行

(4) 飛行の事前通報(法第10条第3項)

- ・ (3)の飛行を行うおととする者は、あらかじめ、当該飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会等に通報しなければならない。

(5) 警察官等による対象施設の安全の確保のための措置(法第11条)

- ・ 警察官等は、(2)又は(4)に違反する飛行を認めた場合には、操縦者に對し、機器の退去その他の必要な措置をとることを命令できる。
- ・ さらに、操縦者が当該措置をとらないなどの場合には、やむを得ない限度で、飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

(6) 罰則(法第13条) ※通報義務違反に対する直接の罰則なし

- ・ (2)に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で飛行を行った者
 - ・ (5)の警察官等による命令に違反した者
- ⇒ 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

航空法

無人航空機の飛行における遵守事項等の設定

【目的】

- ・ 航空機の航行の安全確保
- ・ 地上及び水上の人及び物件の安全確保

【概要】

(1) 規制の対象

- ・ 無人航空機(法第2条第22項) ※100グラム未満の機体は対象外

(2) 飛行が禁止される空域(法第132条の85) [別紙参照]

- ① 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域
- ② 人又は家屋の密集している地域の上空

(3) 国土交通大臣の承認が必要な飛行の方法(法第132条の86第2項等)

- ① 夜間での飛行、② 目視外での飛行、③ 人又は物件と距離を確保できない飛行
- ④ 催し場所上空での飛行、⑤ 危険物の輸送、⑥ 物件の投下

※ (2)の空域における飛行を行うには原則として国土交通大臣の許可が必要

※ 技能証明を受けた者が立入管理措置を講じた上で、機体認証を受けた無人航空機(総重量25kg未満)を飛行させる場合は、(2)②の空域における飛行に係る許可及び (3)①②③の方法に係る承認は不要

(4) 飛行の事前通報(法第132条の88)

- ・ 特定飛行(*)を行う場合は、あらかじめ、飛行日時、経路等を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報しなければならない。(*) (2)の空域における飛行又は(3)の方法による飛行
- ・ 国土交通大臣は、飛行計画に従い飛行させることが航空機の航行の安全等を損なうおそれがあると認める場合には、必要な措置を講ずべきことを指示できる。

(5) 規制の適用除外(法第132条の92)

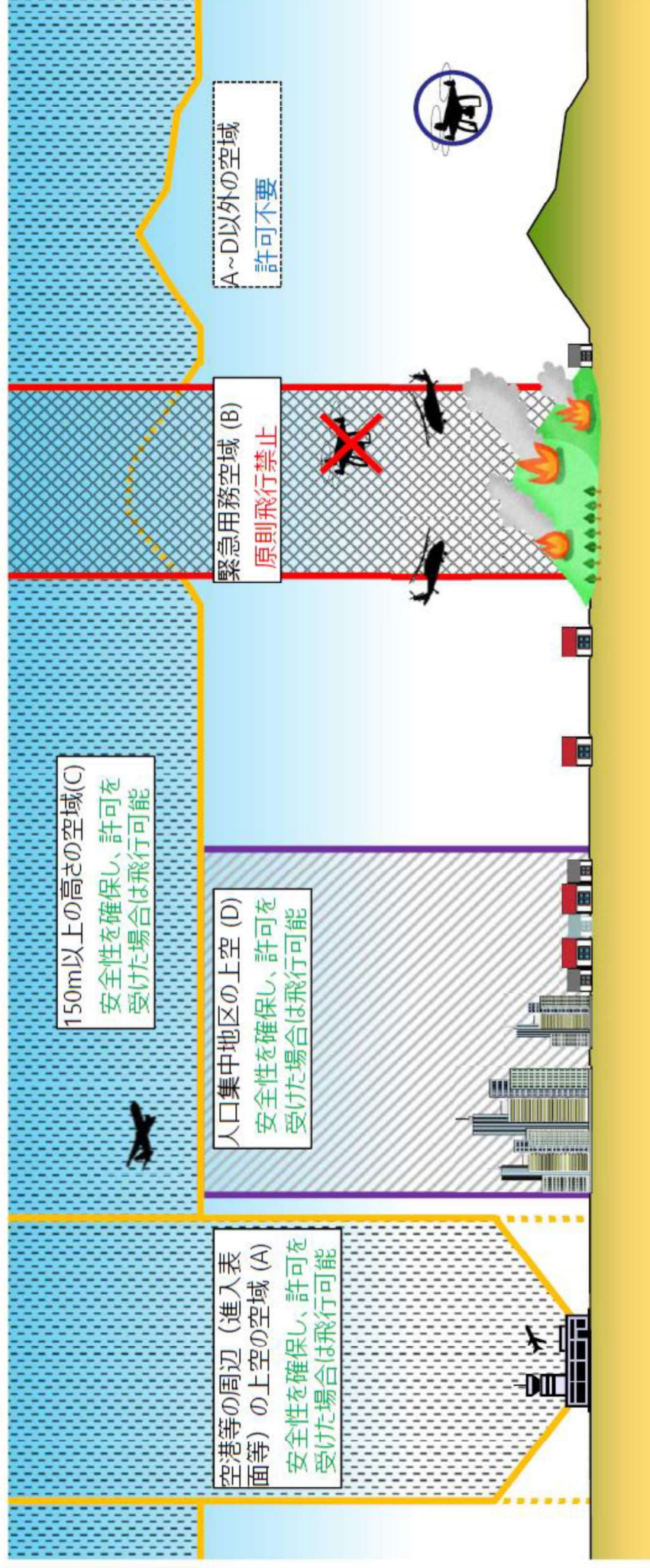
- ・ 国・地方公共団体又はその依頼を受けた者による、捜索・救助のための飛行については、(2)から(4)までは適用しない。

(6) 罰則

- ・ (2)又は(3)に違反して特定飛行を行った者(第157条の9第9号等)
⇒ 50万円以下の罰金
- ・ (4)の通報義務又は指示に違反した者(第157条の10第1項第10号及び第11号)
⇒ 30万円以下の罰金

無人航空機の飛行禁止空域

(別紙)



(A) (B) (C) ... 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域(法第132条の85第1項第1号)

(D) ... 人又は家屋の密集している地域の上空(法第132条の85第1項第2号)

(国土交通省公表資料より作成)

サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

	G 7伊勢志摩サミット	G 20大阪サミット	G 7広島サミット																																																												
条例名	伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例 (平成27年三重県条例第73号)	G 20大阪サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例 (平成31年大阪府条例第 3 号)	G 7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例 (令和 5 年広島県条例第 2 号)																																																												
規制対象 地域・施設	① 賢島及びその周囲地域・海域 ② 要人への危険を未然に防止することが必要であると知事が認めるもの <table><tr><td>1</td><td>伊勢神宮（内宮（皇大神宮））</td></tr><tr><td>2</td><td>国際メディアセンター</td></tr></table>	1	伊勢神宮（内宮（皇大神宮））	2	国際メディアセンター	① 咲洲及びその周囲地域・海域 ② 関西国際空港及びその地域・海域 ③ 要人への危険を未然に防止することが必要であると知事が認めるもの <table><tr><td>1</td><td>インターコンチネンタル大阪</td></tr><tr><td>2</td><td>ウエスティンホテル大阪</td></tr><tr><td>3</td><td>大阪マリOTT都ホテル</td></tr><tr><td>4</td><td>コンラッド大阪</td></tr><tr><td>5</td><td>ザ・リッツ・カールトン大阪</td></tr><tr><td>6</td><td>シェラトン都ホテル</td></tr><tr><td>7</td><td>スイスホテル南海大阪</td></tr><tr><td>8</td><td>セントレジデンスホテル大阪</td></tr><tr><td>9</td><td>帝国ホテル大阪</td></tr><tr><td>10</td><td>ヒルトン大阪</td></tr><tr><td>11</td><td>ホテルニューオオタニ大阪</td></tr><tr><td>12</td><td>リーガロイヤルホテル</td></tr><tr><td>13</td><td>迎賓館</td></tr><tr><td>14</td><td>淀川河川公園毛馬地区</td></tr><tr><td>15</td><td>桜ノ宮野球場</td></tr><tr><td>16</td><td>ガーデンオリエンタル</td></tr><tr><td>17</td><td>大阪府庁</td></tr><tr><td>18</td><td>天王殿</td></tr><tr><td>19</td><td>太閤園</td></tr></table>	1	インターコンチネンタル大阪	2	ウエスティンホテル大阪	3	大阪マリOTT都ホテル	4	コンラッド大阪	5	ザ・リッツ・カールトン大阪	6	シェラトン都ホテル	7	スイスホテル南海大阪	8	セントレジデンスホテル大阪	9	帝国ホテル大阪	10	ヒルトン大阪	11	ホテルニューオオタニ大阪	12	リーガロイヤルホテル	13	迎賓館	14	淀川河川公園毛馬地区	15	桜ノ宮野球場	16	ガーデンオリエンタル	17	大阪府庁	18	天王殿	19	太閤園	① 元宇品町及びその周囲地域・海域 ② 広島空港及びその周囲地域・海域 ③ 小型無人機の飛行による危険を未然に防止することが必要であると知事が認める区域及びその周囲地域・海域 <table><tr><td>1</td><td>平和記念公園周辺</td></tr><tr><td>2</td><td>広島周辺</td></tr><tr><td>3</td><td>広島市中区富士見町周辺</td></tr><tr><td>4</td><td>広島市中区上幟町周辺（縮景園）</td></tr><tr><td>5</td><td>広島市東区若草町周辺</td></tr><tr><td>6</td><td>広島市西区観音新町 4 丁目周辺</td></tr><tr><td>7</td><td>広島市西区古江東町周辺</td></tr><tr><td>8</td><td>呉市中央 1 丁目周辺</td></tr><tr><td>9</td><td>廿日市市宮島口西 1 丁目周辺</td></tr></table>	1	平和記念公園周辺	2	広島周辺	3	広島市中区富士見町周辺	4	広島市中区上幟町周辺（縮景園）	5	広島市東区若草町周辺	6	広島市西区観音新町 4 丁目周辺	7	広島市西区古江東町周辺	8	呉市中央 1 丁目周辺	9	廿日市市宮島口西 1 丁目周辺
1	伊勢神宮（内宮（皇大神宮））																																																														
2	国際メディアセンター																																																														
1	インターコンチネンタル大阪																																																														
2	ウエスティンホテル大阪																																																														
3	大阪マリOTT都ホテル																																																														
4	コンラッド大阪																																																														
5	ザ・リッツ・カールトン大阪																																																														
6	シェラトン都ホテル																																																														
7	スイスホテル南海大阪																																																														
8	セントレジデンスホテル大阪																																																														
9	帝国ホテル大阪																																																														
10	ヒルトン大阪																																																														
11	ホテルニューオオタニ大阪																																																														
12	リーガロイヤルホテル																																																														
13	迎賓館																																																														
14	淀川河川公園毛馬地区																																																														
15	桜ノ宮野球場																																																														
16	ガーデンオリエンタル																																																														
17	大阪府庁																																																														
18	天王殿																																																														
19	太閤園																																																														
1	平和記念公園周辺																																																														
2	広島周辺																																																														
3	広島市中区富士見町周辺																																																														
4	広島市中区上幟町周辺（縮景園）																																																														
5	広島市東区若草町周辺																																																														
6	広島市西区観音新町 4 丁目周辺																																																														
7	広島市西区古江東町周辺																																																														
8	呉市中央 1 丁目周辺																																																														
9	廿日市市宮島口西 1 丁目周辺																																																														
飛行禁止区域	① 賢島内（円山公園）に存在する四等三角点を中心として半径1,500m ② 施設の敷地又は区域及びその周囲300m ①② 平成28年 3 月27日～ 5 月28日 ※サミット開催期間 平成28年 5 月26日～27日	① 咲洲及びその周囲おおむね300m ② 関西国際空港及びその周囲おおむね1,000m ③ 施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300m ①② 令和元年 5 月29日～ 6 月30日 ③ 令和元年 6 月27日～30日 ※サミット開催期間 令和元年 6 月28日～29日	① 元宇品町及びその周囲おおむね2,500m ② 広島空港及びその周囲おおむね1,000m ③ 区域及びその周囲おおむね1,000m ①② 令和 5 年 4 月19日～ 5 月22日 ③- 1・ 2 令和 5 年 5 月 8 日～22日 ③- 3 ～ 9 令和 5 年 5 月18日～22日 ※サミット開催期間 令和 5 年 5 月19日～21日																																																												
指定期間																																																															
措置命令	知事	警察官	警察官																																																												
即時強制	職員又は警察官	警察官	警察官																																																												
罰則	1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・ 飛行禁止区域における飛行	1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・ 飛行禁止区域における飛行 ・ 措置命令違反	1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・ 飛行禁止区域における飛行 ・ 措置命令違反																																																												

諸外国におけるドローンに対する飛行規制の概要

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イスラエル	
法体系	連邦規則集 (CFR) 第14編第107部 (2016年)	・ 航空命令 (Air Navigation Order 2016:ANO) (2016年) ・ 国家セキュリティ法 (2023年)	・ E U規則 (2019年) ・ 大統領又は首相が定める行政命令 (デクレ) ・ 行政当局が定める命令 (アレテ)	・ E U規則 (2019年) ・ 航空法 (2021年)	・ 航空法 (2011年) ・ 小型無人機システムの運用に関する規則 (2024年)	
	主な 飛行禁止空域	重要施設及びその周辺地域の上空 (距離は施設による) ・ フシントンD.C. (中心部の空港から半径約24km) ・ 空港 ・ 軍事施設 ・ 重要インフラ施設 ・ 刑務所、矯正施設 ・ 国立公園、野生生物保護区 ・ スタジアム (約 5 km)	重要施設及びその周辺地域の上空 (距離は施設による) ・ 国の重要な施設 ・ 空港 (約 5 km) ・ 軍事施設 ・ 原子力発電所 ・ 刑務所 (約400m)	重要施設及びその周辺地域の上空 (距離は施設による) ・ 国の重要な施設 (パリ市内全域) ・ 空港 (約10km～約 5 km) ・ 軍事施設 ・ 海上保安機関関連施設 ・ 原子力施設 ・ 刑務所 ・ 国立公園、自然保護区等	重要施設及びその周辺地域の上空 (距離は施設による) ・ 国の重要な施設 (連邦議会議事堂等は約100m) ・ 空港 (約1,000m) ・ 軍事施設 (約100m) ・ 重要インフラ施設 (約100m) ・ 高速道路、鉄道等交通インフラ (約100m)	軍、行政機関、事業者等がそれぞれ指定するため、法令等で規定されていない ・ 国の重要な施設 (首相官邸等は半径約500m) ・ 空港 (約 2 km) ・ 軍事施設 ・ 刑務所 (半径約500m)
規制概要	一時的な 飛行制限	有 (国際会議、要人訪問等のイベント等)	有 (国際会議、要人訪問等のイベント等)	有 (国際会議、要人訪問等のイベント等)	有 (国際会議、要人訪問等のイベント等)	
	罰則	違反の性質による ・ 1 年以下の拘禁刑 ・ 27,500ドル (約400万円) 以下の罰金 ・ ドローンの没収 ・ 操縦免許の一時停止又は取消し	違反の性質による ・ 軽微な違反には200ポンド～1 ポンド (約 4 万円～約200円) の罰金やドローンの没収 ・ 重大な違反には拘禁刑・ 高額の罰金 ※4,725ポンド (約95万円) の処分例も	違反の性質による 6月以下の拘禁刑又は75,000ユーロ (約1,300万円) 以下の罰金	違反の性質による ・ 2 年以下の拘禁刑 ・ 50,000ユーロ (約870万円) 以下の罰金	違反の性質による ・ 拘禁刑 ・ 数千～数百シケル (約15万円～約 2 万円) の罰金 ・ 操縦免許証の没収 ※違反を繰り返した場合、追加の罰金も
対処権限	警察官	有 ※国土安全保障省及び司法省に所属する警察的組織 (連邦防護局、シークレットサービス等) の職員	有	有	連邦及び州によるが、多くは具体的なドローン対処権限が定められておらず、警察権限法の範囲内で対処	有
	警察官以外	・ 国土安全保障省 ・ 司法省 ・ 国防省 ・ エネルギー省	刑務所職員 ※警察官及び刑務所職員以外の民間を含む第三者も、警察官の承認を得れば、ジャミング装置等を用いて対処することが可能な法的枠組みを整備	国の機関又は国防に関連する公的機関	連邦軍	・ 軍 ・ 総保安庁 (防諜機関)
備考		2025年10月20日、軍事施設の上空を飛行するドローンに対し、警察の承認を得ることなく、軍がジャミング装置等を用いて対処できるよう法整備を進める旨が表明		2025年10月8日、連邦警察による具体的なドローン対処権限を定める法改正案が閣議決定		

対象原子力事業所におけるドローン飛行への対策

参考資料 8

1 原発特別警備部隊による警戒警備

ドローンや銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服、ドローン対処資機材等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で警戒警備を実施



2 原子力事業者及び警備員と連携した対処

- 原子力事業者がドローン対処資機材を整備・操作するに当たって、電波法の適用に関して一定の整理
- 令和7年7月、玄海原子力発電所において、警備員が光を放つ飛行物体を目撃した事案を踏まえ、同年9月、警察庁から原子力規制庁等を通じて、次の事項を要望

早 急 に 講 じ て い た だ き た い 事 項

- 飛行物体発見時に、カメラで飛行状況を撮影するとともに、飛行中の航空機の位置情報をリアルタイムで確認可能なサービスを利用できるようにすること
- 警察が行うドローンと航空機の識別方法等に関する教養訓練に警備員を参加させること

必要な予算措置を行った後、速やかに講じていただきたい事項

- ドローン対処資機材等を整備した上、継続的にアップデートを行うこと
- 警察が保有するドローン対処資機材を設置するための適当な場所を選定し、その設置を行うこと